

建設キャリアアップシステム運営協議会 第6回総会  
議事次第

日時：令和2年9月8日（火）10：00～12：00  
場所：ミーティングスペースAP新橋4F D会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 現状と課題

(2) 議決事項及び今後検討する事項

①議決事項

- i 料金改定案
- ii 料金改定後の利用促進に関する申合せ
- iii 意思決定の見直し
- iv 2020年度の追加開発

②今後検討する事項

(3) 出捐の要請

4 閉会

---

配付資料

資料1 建設キャリアアップシステム運営協議会総会委員等名簿

資料2 議決事項及び今後検討する事項について

参考資料1 料金改定後の試算

参考資料2 CCUS官民施策パッケージの推進について



建設キャリアアップシステム運営協議会 総会  
委員等名簿

令和2年9月現在

【委員】

(○は会長)

- 青木 由行 国土交通省 不動産・建設経済局長
- 相川 善郎 (一社) 日本建設業連合会 建設キャリアアップシステム推進本部長
- 中筋 豊通 (一社) 全国建設業協会 労働委員会 委員長
- 土志田 領司 (一社) 全国中小建設業協会 会長
- 才賀 清二郎 (一社) 建設産業専門団体連合会 会長
- 高須 康有 (一社) 日本空調衛生工事業協会 副会長
- 高橋 健一 (一社) 日本電設工業協会 経営企画委員会 副委員長
- 青木 富三雄 (一社) 住宅生産団体連合会 環境・安全部長
- 勝野 圭司 全国建設労働組合総連合 書記長

【特別委員】

- 達谷窟 庸野 厚生労働省 高齢・障害者雇用開発審議官
- 黒田 憲司 (一財) 建設業振興基金 専務理事

【オブザーバー】

- 関 洋一 東日本建設業保証(株) 経営企画部長
- 池田 祐二 西日本建設業保証(株) 経営企画部長兼事業開発室長
- 田畑 顕 北海道建設業信用保証(株) 取締役 東京支店長
- 岡野 益巳 (一社) 全国建設産業団体連合会 会長
- 稗田 昭人 (独) 勤労者退職金共済機構 理事長代理



## 1. 現状と課題

## 2. 議決事項及び今後検討する事項

### (1) 議決事項

- ① 料金改定案
- ② 料金改定後の利用促進に関する申合せ
- ③ 意思決定の見直し
- ④ 2020年度の追加開発

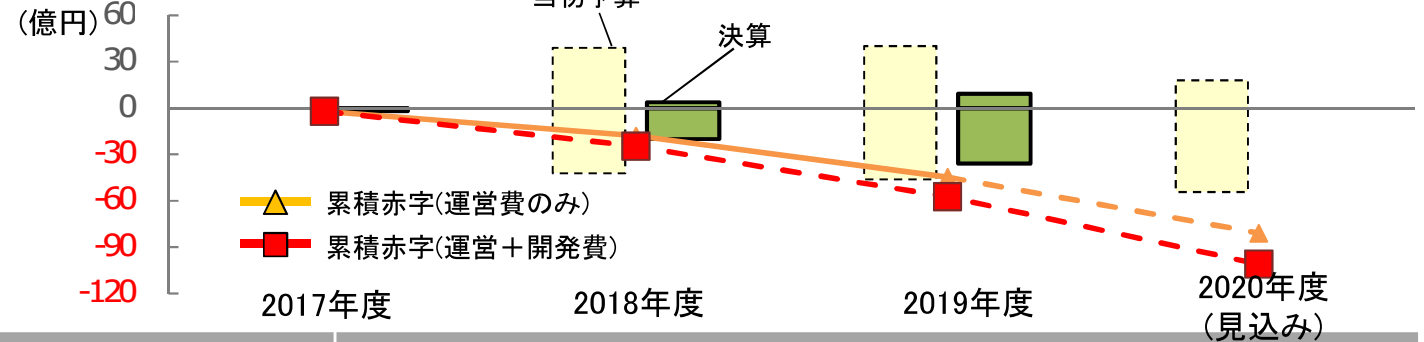
### (2) 今後検討する事項

## 3. 出捐の要請

○当初想定していなかった大幅な赤字  
(2019年度末累積赤字57.4億)が発生し、  
その全てを振興基金が負担している。

○このままでは、2020年度末で、累積赤  
字が約100億円見込み。

〈CCUSの収支状況〉



## システム開発費

## 利用料金設定

運用初年度の支出において、想定を上回る審査費用がかかっており、**運用費すら賄えない利用料金設定**であることが判明した。

〈当初想定との比較〉			当初想定	2020.3時点
申請受付	技能者登録費用/人	web	2033円	5818円
		書面	4305円	9188円
	累計費用		2.9億円	17.1億円
コールセンター	オペレーター数	15名	最大57名	
	累計費用	0.8億円	4.2億円	

この結果、2019年度までの登録経費の累計は、想定した10億円を大きく上回り、**32.7億円**となっている。(利用料金の累積収入実績は13.1億円)

システム開発費として、当初業界が拠出した10.5億円の他に、19年度までに12.6億円が支出済、20年度まで3.5億円が発生見込みとなっており、**合計16億円がシステム開発費として追加が必要**となる事態となっている。

課題

〈原因〉

- ①収支バランスの喪失 (収入面…加入インセンティブ偏重により、著しく低い料金設定)  
(支出面…真正性確保への偏重・コールセンター拡大により、審査・サービスコスト増(人員・時間))
- ②意思決定の形骸化 (実績・収支の現状・課題や対応策が、定期に共有・検討されず)
- ③要件定義の未熟 (ゼロからのシステム開発・サービスの早期提供への偏重により、追加開発が常に後追い)

対策案 業界による追加出捐金

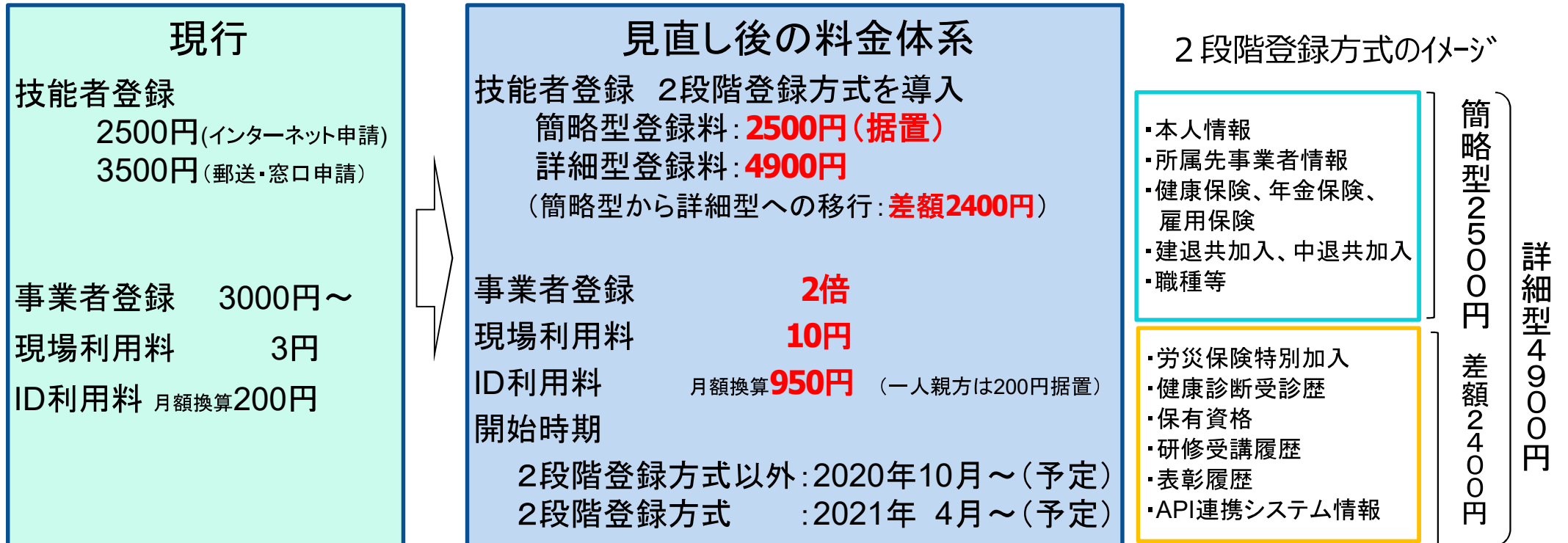
登録費用に見合った利用料金体系への見直し  
(20年度下半期から)



## 2. (1) 議決事項(①料金改定案)

## UP 2. (1) 議決事項 ① 料金改定案

- 料金体系を改定し、登録料の値上げを抑え、現場利用に重きを置いたものとする（CCUSへの加入意欲をできるだけ妨げず、公平性に配慮）。併せて、コスト削減の取組みを実施。



### ○ コスト削減の取組み 10年間で現在より70億円削減

- ・ 社会保険等審査の簡素化・2段階登録方式導入による、審査合理化（※1）
- ・ コールセンター廃止（メール問合せに特化し、申請者のニーズに正確・確実に対応）（※1）
- ・ 郵送申請廃止（※1）（※2）

※1 本年10月以降、準備できしだい開始

※2 郵送申請廃止に伴って協会窓口における登録支援業務のあり方を検討



## 2. (1) 議決事項(②料金改定後の利用促進に関する申合せ)

## 建設キャリアアップシステムの利用促進に関する取組みについて

令和 2 年 ○月 ○日  
建設キャリアアップシステム  
運営協議会総会申合せ

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の運営の安定化を図るため、今回の料金改定の趣旨を踏まえ、以下の取組みについて申し合わせる。

（1）今回の料金改定は、技能者・事業者のCCUSへの加入意欲と、各団体による技能者・事業者のCCUSへの加入促進をできるだけ妨げないため、登録料の値上げを抑え、現場利用に重きを置いた体系とされている。

これは、建設技能者が各現場でのカーブタッチにより就業履歴を蓄積し、蓄積した就業履歴と保有する資格によってレベルアップすることで建設技能者の就労経験を見える化させ、実力に見合った処遇を受けられるようにすることを目的とするという、CCUSの本来の姿を現すものである。

改定後の料金体系の下、CCUSの収支を安定化させるためには、技能者・事業者の登録を強かに推進するほか、各現場での確実なカーブタッチが不可欠である。このため、以下のように取り組むこととする。

- ① 国・CCUS運営主体・各団体は、技能者・事業者登録とカーブタッチ数の拡大のための更なる取組みを推進する。
- ② 登録事業者は、各現場へのカーブリーダーの設置やスマートフォン、顔認証の活用、事後の直接入力など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、国・CCUS運営主体・各団体はこれを徹底するとともに、そのために必要となる取組みを推進する。

（2）建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、今後の技能者・事業者登録数及びカーブタッチ数の総数について目標数値を設定するとともに、その目標数値を踏まえ、各団体でも、その実情に応じて、目標設定のほか、各登録・カーブタッチの働きかけその他の利用促進のための取組みを実施し、目標数値の達成に向けて最大限努力する。

そのうえで、まず早急に、各団体の事業者登録状況を、CCUS運営主体の協力も得て把握し、四半期ごとに更新する。

（3）今回の料金改定後、四半期ごとに運営委員会において、技能者・事業者登録数、カーブタッチ数といった実績の進捗状況及びCCUSの収支状況をフォローアップし、業種、団体その他のセグメントごとの状況の見える化を行う。国は、その状況を踏まえ、必要に応じ各団体に対して助言・要請を行う。





## 2. (1) 議決事項(③意思決定の見直し)

○今後、システムの追加改修や実績・収支を踏まえた対応についての意思決定のあり方を見直し、運営委員会を以下の方針で運営

※当面、四半期に一度は開催

- 本システムの更なる普及促進のための手続簡素化、利便性向上等の推進について議論
- 年度途中の追加開発を含む支出等については、運営委員会を開催し、支出の是非・内容について承認を求める
- 登録・現場タッチ数の実績・収支状況のフォローアップを行い、課題への対応が必要となった場合、運営委員会を開催し、承認を求める



## 2.(1)議決事項(④2020年度の追加開発)

### 1. 追加開発の内容

本年度予定していた追加開発については以下について実施

- ① 建設業法改正に対応する作業員名簿関係
- ② 利用促進のためのA P I連携関係
- ③ コスト削減、申請負担軽減に寄与する開発関係

また、④ 2段階申請導入に伴う開発については費用・内容の精査を行って実施。

なお、上記業務についての更なる業務・改修費用の合理化等を進める。

その結果、費用の捻出が可能な場合には、このほかの「③ コスト削減、申請負担軽減に寄与する開発」を行うことを検討する。

### 2. 費用の概算

2020	概算予算額	当面予定する開発額
①	60,000,000	
②	161,000,000	
③	125,000,000	
合計	346,000,000	397,000,000

参考	2018	655,753,304	655,753,304
	2019	611,836,467	611,836,467
	2020	346,000,000	743,000,000
	合計	1,613,589,771	2,010,589,771



# 2020年度追加開発一覧

No	年度	件名	要件定義 記載の有無	開発内容	金額	分類
83	2020	【帳票】技能者レベルの表示	要件外	技能者のレベルを所属事業者一覧、所属技能者統計情報等の各種帳票に表示する機能の開発	5,000,000	①
84	2020	【帳票】外国人在留資格の表示	要件外	所属事業者一覧、所属技能者統計情報、施工体制登録技能者一覧等の帳票に外国籍技能者の在留資格・在留期間を表示する機能の開発	5,000,000	①
85	2020	建退共システムとの連携	要件外	建退共の就労実績報告書作成ツールにCCUSのデータを受け渡すための機能の開発	40,000,000	①
86	2020	【帳票】作業員名簿の出力変更	要件外	2020年10月に予定されている改正建設業法施行規則の施行に伴い、作業員名簿の記載事項を修正する開発	10,000,000	①
81	2020	機能改善（バージョンアップ）	要件外	建レコの機能の改善。具体的には、API仕様変更（2020年10月予定）への対応、iOS14対応、i-Phone・i-Pad機能改善、カードリーダー対応等	61,000,000	②
82	2020	A P I 連携強化	要件外	API連携している民間システムから送信されるデータの必須項目（例：職種、立場等）を追加する機能の開発	100,000,000	②
71	2020	技能者・事業者データの訂正機能	要件外	誤って登録されている技能者情報又は事業者情報を運営主体が訂正することができる機能の開発	30,000,000	③
72	2020	入金情報の訂正機能	要件詳細未定	決済代行会社から取得した入金情報について、不明入金や誤入金が発生した場合の訂正機能の開発	35,000,000	③
88	2020	料金改定対応	要件外	2020年10月予定の料金改定への対応	60,000,000	③

○今後の協議案件

No	年度	件名	要件定義 記載の有無	開発内容	金額	分類
89	2020	二段階登録申請対応	要件外			④



## 2.(2)今後検討する事項

## 2. (2) 今後検討する事項

今般の料金改定に伴い、及び今後の建設キャリアアップシステムの運営の安定化を図るため、以下の事項について、今後検討する。

- ① 登録数・カードタッチ数の総数の目標数値の設定
- ② フォローアップにおけるセグメントごとの状況の見える化の具体的な手法
- ③ 郵送申請廃止に伴う各都道府県建設業協会窓口の登録支援業務のあり方
- ④ 上位の下請事業者が、施工体制に登録されていない場合にも、下位の事業者に属する技能者の就業履歴（職種・立場）が蓄積されるための運用改善の具体的内容・方法
- ⑤ 建退共の電子申請方式開始後の就労実績報告を踏まえた現場利用実績の補正の具体的内容・方法
- ⑥ 現場利用料の一括支払方式について、一括支払料金とその算出方法、導入時期等
- ⑦ レベルアップ時等の情報の真正性の確保及び将来の変更審査への対応のための措置及び必要な経費の確保



### 3. 出捐の要請



各団体に、16億円の出捐金を、運営主体（建設業振興基金）より要請したい

- ・ 団体ごとの金額は、団体ごとの開発当初の出捐額(総額10億円) の16/10。支出の時期等は各団体の状況等に応じて個別に調整。

システム開発費として、当初業界が出捐した10.5億円のほか、19年度までに12.6億円が支出済、20年度までに更に3.5億円が発生見込みとなっており、合計16億円がシステム開発費として追加で必要となる事態。

本年度予定の追加開発は、建設業法改正への対応等を実施。今後の追加開発費は、来年度以降、運用収入から実施。

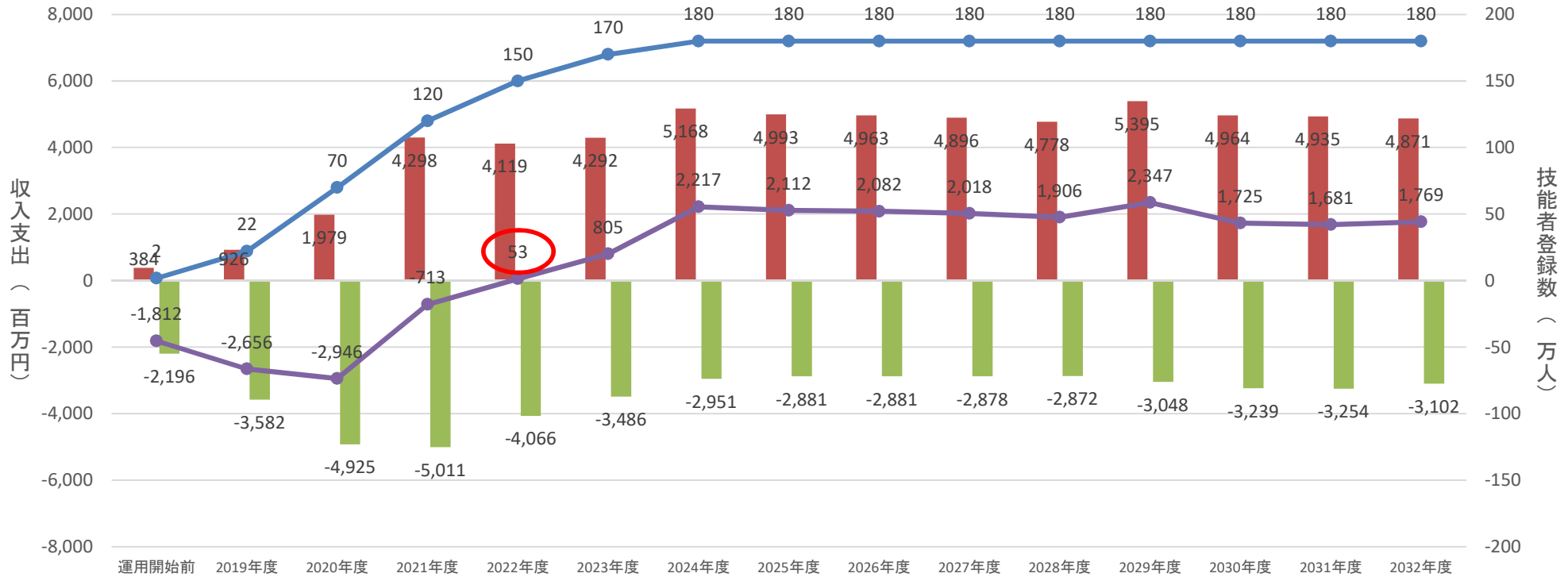
# (参考)料金改定後の試算①(中位推計)

参考資料1

**【試算の前提】**  
 技能者登録 180万人(簡略型50%、詳細型50%)  
 事業者登録 17.5万社  
 タッチ数 1.44億タッチ(250日就労でタッチ率3割強)



- 審査合理化・コスト削減案により、22年度から黒字化、運営9年間で累積赤字が解消
- 収支が安定し、運営9年目以降毎年度黒字化となるため次期更新投資余力も十分に確保可能



●中位推計(改定料金の試算ライン)

■収入 ■支出 ●単年度収支 ●技能者登録(万人)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
技能者登録数(万人)	22万人	70万人	120万人	150万人	170万人	180万人	180万人	180万人	180万人	180万人	180万人
事業者登録数(万社)	4万社	7.5万社	10.5万社	13.6万社	16万社	17.5万社	17.5万社	17.5万社	17.5万社	17.5万社	17.5万社
タッチ数推移(百万タッチ)	1.6	9.2	28.5	54	80	102	144	144	144	144	144

# (参考)料金改定後の試算②(低位推計)

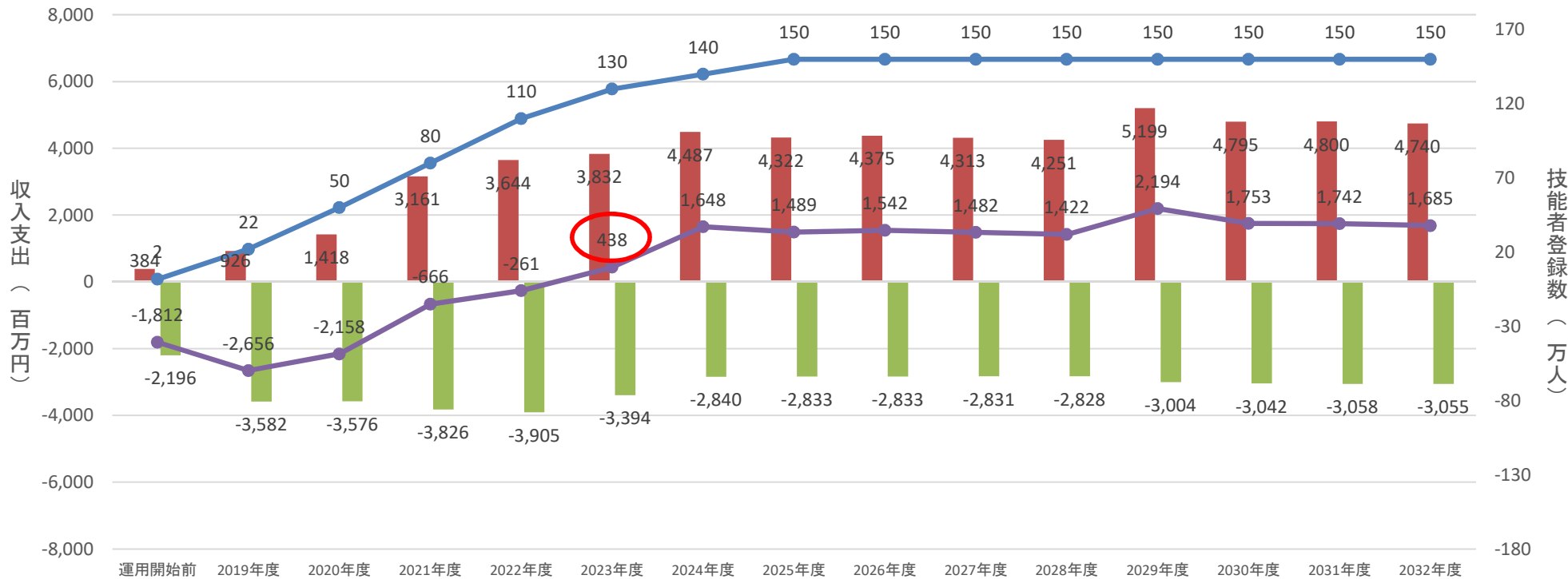
## 【試算の前提】

技能者登録 150万人(簡略型50%、詳細型50%)  
 事業者登録 16万社  
 タッチ数 1.2億タッチ(250日就労でタッチ率3割強)



○審査合理化・コスト削減案により、23年度から黒字化、運営12年間で累積赤字が解消

○収支が安定するため、次期更新投資余力も確保



## ●低位推計(改定料金の試算ライン)

■収入 ■支出 ●単年度収支 ●技能者登録(万人)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
技能者登録数(万人)	22 万人	50 万人	80 万人	110 万人	130 万人	140 万人	150 万人	150 万人	150 万人	150 万人	150 万人
事業者登録数(万社)	4万社	7万社	10万社	13万社	15万社	16万社	16万社	16万社	16万社	16万社	16万社
タッチ数推移(百万タッチ)	1.6	7.2	20	38	60	78	112	120	120	120	120

# (参考)料金改定後の試算③(最低位推計)

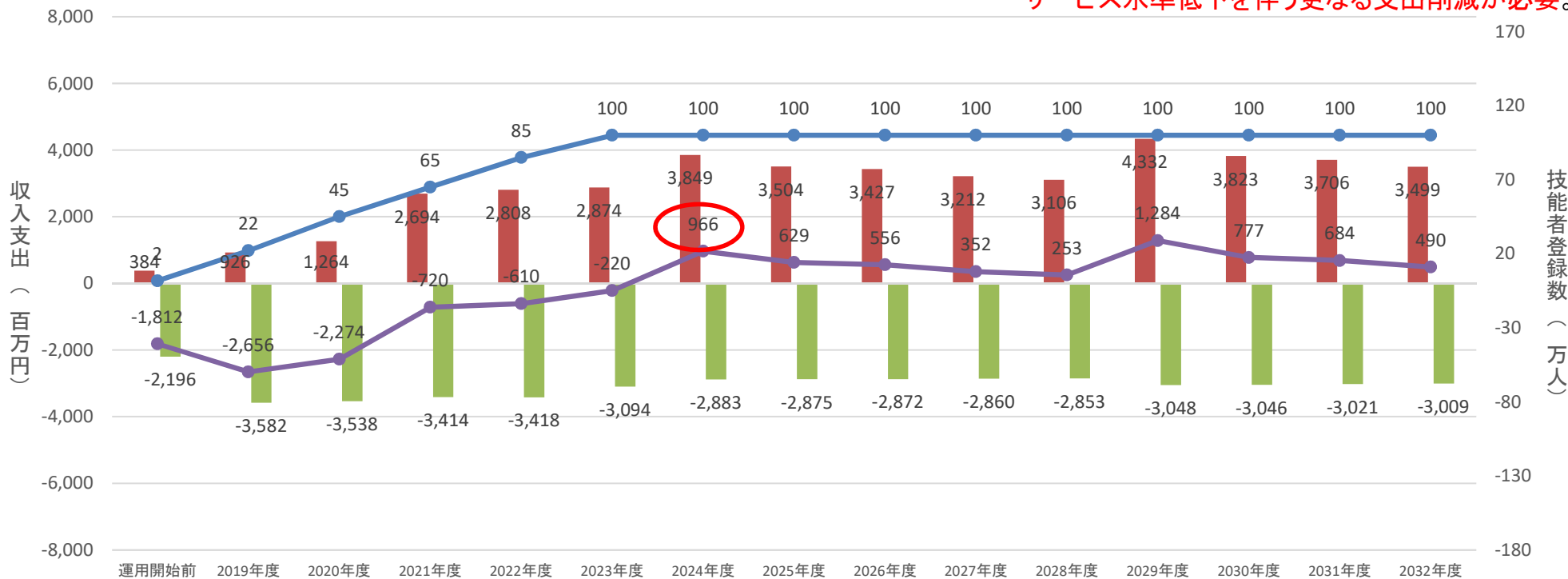
## 【試算の前提】

技能者登録 100万人(簡略型50%、詳細型50%)  
 事業者登録 12万社  
 タッチ数 8000万タッチ(250日就労でタッチ率が3割強)



○20年度～23年度にさらに**38億円の赤字が発生するものの、24年度に黒字化。**

○収支改善幅が小さく、累積赤字解消までに**20年間以上必要で次期更新投資がまかなえない。**システム運営継続のためには、**コールセンター(メール対応含む)全面廃止等の更なるリストラや審査効率化など、サービス水準低下を伴う更なる支出削減が必要。**



## ●最低位推計(改定料金の試算ライン)

■収入 ■支出 ●単年度収支 ●技能者登録(万人)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
技能者登録数(万人)	22万人	45万人	65万人	85万人	100万人	100万人	100万人	100万人	100万人	100万人	100万人
事業者登録数(万社)	4万社	7万社	10万社	11万社	12万社	12万社	12万社	12万社	12万社	12万社	12万社
タッチ数推移(百万タッチ)	1.6	6.7	17	30	46	60	80	80	80	80	80



## 建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策 パッケージの推進について

---



建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

## 令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

### I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の**将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進**

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
  - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
  - >民間工事では、業界において、掛金納付**充当の徹底を促進**
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- ・経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

### II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

### III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
  - > **CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**）を試行
  - > **CCUS活用推奨**モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請等**のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

### 建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定し**、下請による**職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

### 更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止策**
- 発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
- CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用促進**
- 令和4~5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「**業界共通の制度インフラ**」である**CCUS活用を要請**。**フォローアップ体制**を立上げ

## 活用促進・推奨フェーズ

## 原則化フェーズ

令和2年度～

令和5年度～

建退共

夏頃  
運用通知等改正

10月から  
電子申請  
試行

令和3年度～  
CCUS活用電子申請の本格実施  
公共工事における掛金充当等に係る  
履行強化と経審評価

民間レベルでの掛金充当の徹底  
(業界による自主的な取組を含む)

民間工事も含め、  
CCUS活用へ完全移行

作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、  
労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

国直轄  
発注

CCUS義務化モデル工  
事及びCCUS活用推奨  
モデル工事を試行  
地元業界の理解を踏ま  
え、Aランク以外の推奨  
モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS  
完全移行と連動した公共・民間工事  
でのCCUS完全実施に向けて、段階的  
に対象工事を拡大

地公体  
発注

先進県で  
総合評価等で加点

先進事例を参考に積極的な取組を要請  
入契法に基づく措置状況の公表、要請

あらゆる工事における  
CCUS完全実施

民間発注

建退共CCUS完全実施に向けて  
積極的な取組を要請

# 建退共のCCUS活用への完全移行

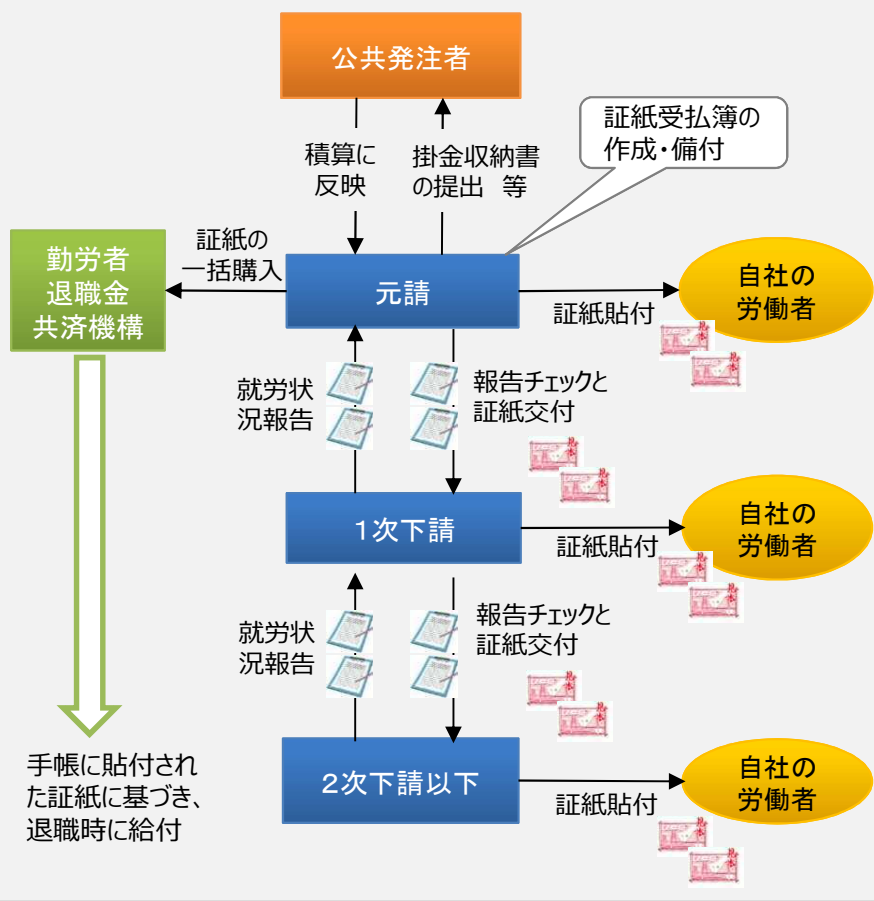


# 建退共のCCUS活用への完全移行

令和3年度から、技能者本人自身がCCUSに蓄積した就労履歴データを活用した電子申請を本格実施し、令和5年度からCCUS活用に完全移行することで、対象労働者の就労実績を漏れなく建退共退職金の掛金充当につなげ、透明性も向上させる。

## 現行方式(証紙受払の書面管理)

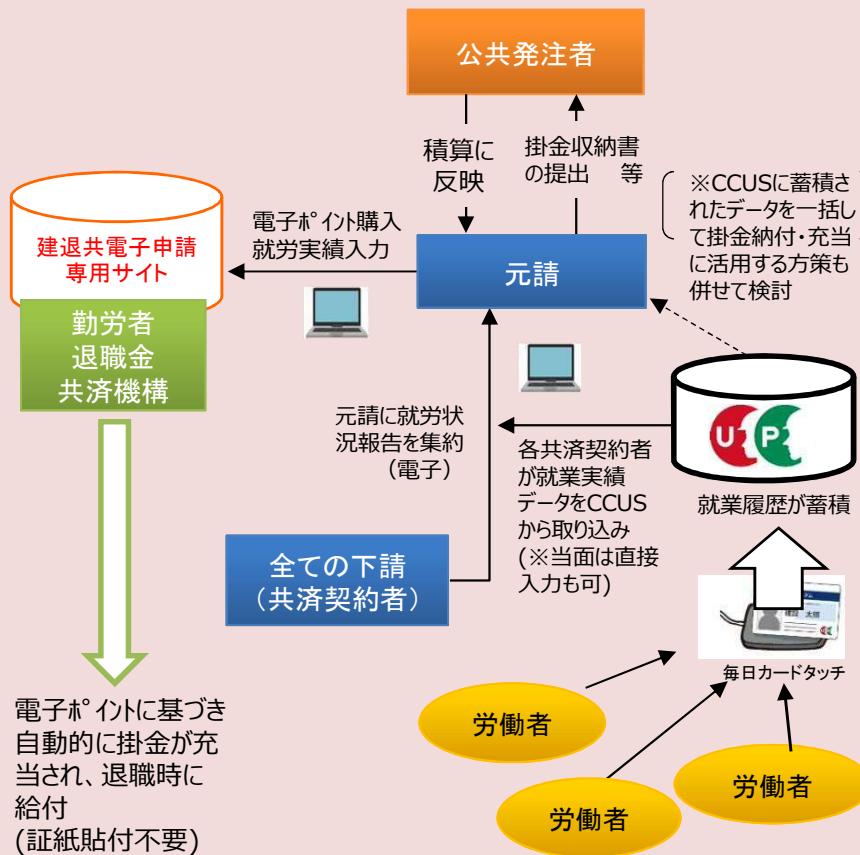
- 現行の証紙方式**では、数次の下請に雇用される**一人一人の技能者への証紙の確実な交付・貼付には限界**があり、充当状況も正確に確認できないため、公共工事の積算で財源措置されているながら、**掛金充当が不徹底**
- 民間工事で働く労働者への掛金充当はさらに不徹底**



順次移行を促進

## CCUS活用電子申請方式

- 対象労働者の就労実績を確実に掛金充当につなげるため、**カードタッチでCCUSに蓄積された就業実績を掛金充当に活用することを原則化**
- 令和3年度から電子申請を本格実施し、**公共工事での活用を徹底**しつつ、令和5年度からは**民間工事も含め、CCUS活用に完全移行**



### 電子申請導入のメリット

- ①技能者の掛金充当の実感が高まる(タッチ=掛金)
- ②証紙購入、交付貼付が不要
- ③受払簿等の書類が不要・充当書が自動作成
- ④就労状況報告をメールで元請に直接提出可能
- ⑤CCUSデータで就労状況報告書を自動作成

# CCUSを活用した労働者単位での社会保険 加入確認の徹底

- 国交省では、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(平成24年7月通知・平成28年7月最終改訂)」を定め、適切な社会保険の加入を確認できない技能者は、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとしてきたところ。
- 今般、改正建設業法の施行により、作業員名簿の作成・備付(公共工事では作成・提出)が義務化されることを契機に、同ガイドラインを改正し、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録された真正性の高い情報を活用し、効果的に社会保険加入の確認・指導を行うことを原則とする。

## これまでの社会保険未加入対策の段階的な強化

○施工体制台帳等の記載事項に社会保険加入状況を追加(H24.5改正、11施行)

○経営事項審査での減点幅拡大(H24.7～)

○直轄工事から社会保険未加入企業排除を順次拡大(H26.8～) ※現在は、2次下請以下も含めペナルティ

○平成29年以降は、適切な保険への加入が確認できない作業員は現場入場を認めない取扱いとするよう指導(H28.7ガイドライン改定)

○建設業法改正(R2.10～施行)  
 ・社会保険加入が建設業許可・更新の要件に  
 ・作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つに

## 今後強化する取組

作業員名簿作成の義務化を契機に、元請企業による技能者の現場入場時の社会保険加入状況の確認事務・指導を強化

⇒ CCUSに登録された真正性の高い情報を活用※し、元請企業が確認・指導を行う旨を明確化(この場合、証明書類の添付は不要) ※CCUSとAPI連携済みの民間システムでも可

⇒ 書面による加入確認を行う場合は、社会保険の加入証明書類(写し)等の確認が必要である旨を明確化

【元請による社会保険加入状況の確認方法】

81.4%  
作業員名簿のみ確認

12.6%

標準報酬月額決定通知書等  
加入証明書類も確認

令和2年3月 建設業社会保険推進連絡協議会によるWEBアンケート

## 【CCUSで確認できる社会保険加入状況】

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	健康保険 年金保険 雇用保険	
		保険名称の列	保険番号の列
1	けんせつ たろう 建設 太郎 1111111111111111	協会けんぽ 厚生年金 一般	9012

CCUS登録時に  
運営主体により  
真正性確保



# 能力レベルに応じた賃金目安の設定と標準見積書の改訂による適正な労務費・法定福利費の確保

# 建設技能者の能力評価

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準（35職種）を策定。
- 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
- 技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。
- 令和2年4月より運用開始

## 業界横断的な経験・技能の蓄積



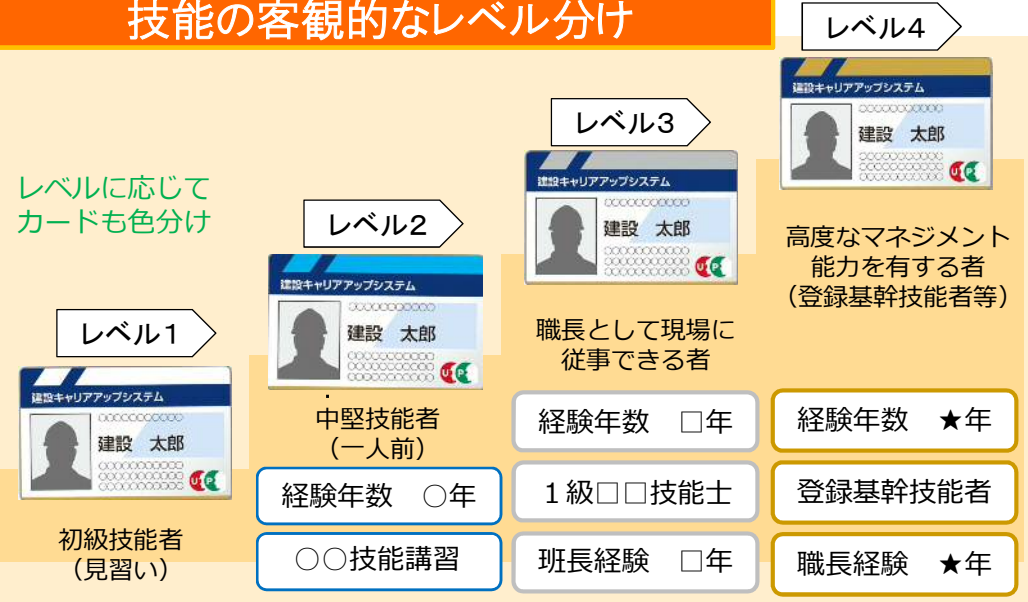
### 建設キャリアアップシステム

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（職長や班長としての就業日数 など）

能力評価基準（※）を策定し、レベルを判定

キャリアアップシステムと連携したレベル判定システム（仮称）を構築・活用

## 技能の客観的なレベル分け



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準の策定・能力評価の実施

## 技能レベル（評価結果）を活用した処遇改善等

○技能の対外的PR



取引先や顧客にPR（価格交渉力の強化）

○キャリアパスの明確化

キャリアアップに必要な経験や技能が明らかに



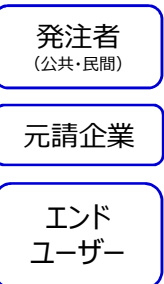
若年層の入職拡大・定着促進

○専門工事企業の施工能力のPR

所属する技能者のレベルや人数に応じた評価を見える化



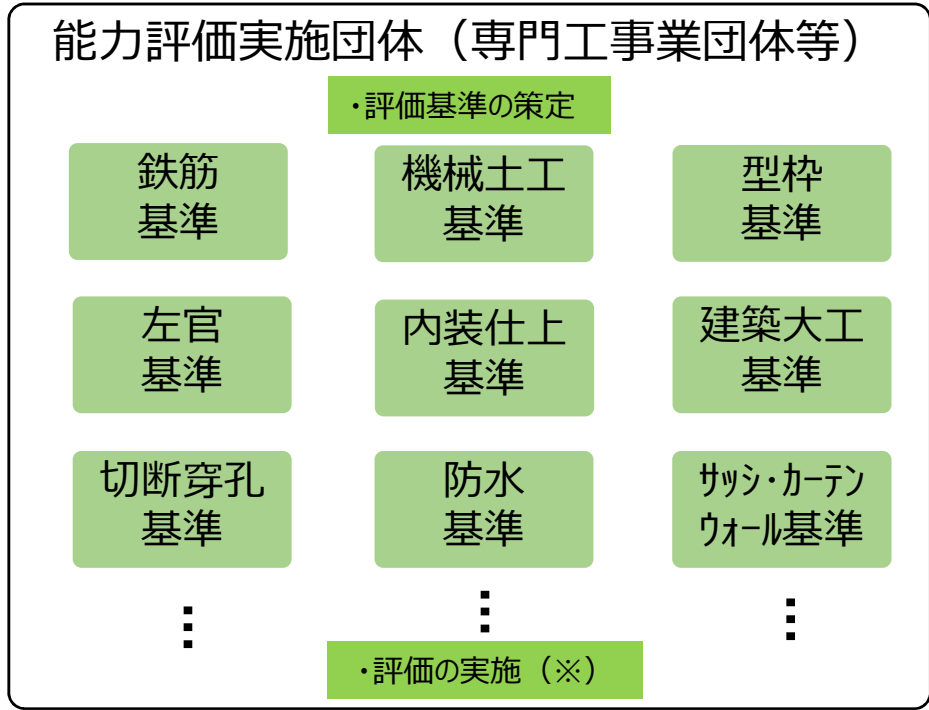
高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれていく



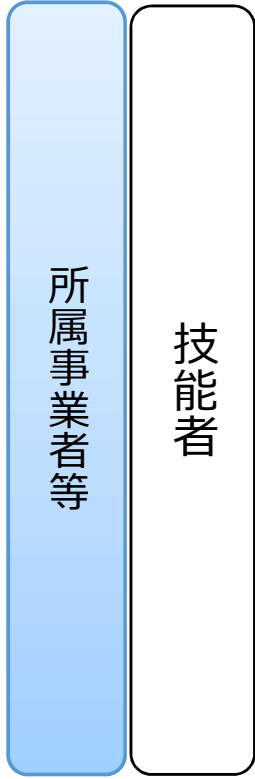
**35職種を認定済**

国土交通省 **ガイドライン策定**

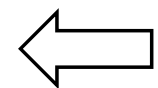
↑ 評価基準の認定申請  
実施規程の届出  
↓ 評価基準の認定



**【代行申請】**



・評価及び  
カード交付申請

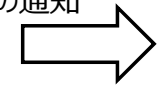


【当面の間の措置】  
・「経験等」(※)  
を証明して申請

※システム稼働前の経験等

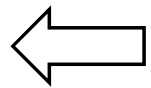
経験年数	○年
班長経験	○年
職長経験	○年

・評価結果  
の通知

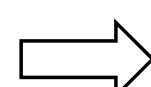


建設キャリアアップ  
システム

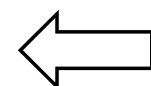
・技能者情報の依頼



・技能者情報を受取



・評価結果の通知  
・カード交付申請



※ 建設キャリアアップシステムと連携した「レベル判定システム」  
を構築・活用 (令和2年度から稼働開始)



・レベルに応じたカード交付

# 各職種の能力評価基準の一例（鉄筋・型枠・機械土工・左官）

呼称	① 鉄筋技能者	② 型枠技能者	③ 機械土工技能者	④ 左官技能者	
能力評価実施団体	(公社) 全国鉄筋工事業協会	(一社) 日本型枠工事業協会	(一社) 日本機械土工協会	(一社) 日本左官業組合連合会	
認定日	令和元年10月8日	令和元年10月8日	令和元年10月8日	令和元年10月25日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録鉄筋基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録型枠施工基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録機械土工基幹技能者</li> <li>●1級建設機械施工技士</li> <li>●1級土木施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録左官基幹技能者</li> <li>●1級建築施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級鉄筋施工技能士(組立て、または施工図)</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠施工1級技能士</li> <li>・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習</li> <li>・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>●ローラー運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1級左官技能士</li> <li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	2年(430日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・丸のご等取扱作業安全衛生教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習</li> <li>●ローラーの運転の業務に係る特別教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級左官技能士</li> <li>●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て作業従事者特別教育</li> </ul>
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者				

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

※ 上記職種を含め、国土交通大臣が認定した能力評価基準は35職種(令和2年6月15日現在)



国土交通大臣の認定を受けて能力評価を実施する建設業者団体等を構成員とし、能力評価制度の適正な運営の確保、同制度の周知・普及促進のほか、国土交通省が開発・保有する**レベル判定システムの共同運営、維持管理等を行う**とともに、**独立採算の原則に基づき評価実施に係る収支管理等**を行う。

## 【主な活動内容】

- ・ 能力評価制度の運営に係る基本的な方針に関する調整及び関係者間の合意形成
- ・ レベル判定システムの運営・維持管理
  - ・ 能力評価手数料の徴収
- ・ 能力評価の実施に係る各種契約
  - ・ 能力評価の実施に係る収支管理
- ・ 能力評価制度の周知・普及促進
  - ・ その他協議会の目的を達成するために必要な活動 等

## 【構成団体】 (51団体)

<会長> (一社) 建設産業専門団体連合会会長 才賀 清二郎

- |                            |                          |                       |
|----------------------------|--------------------------|-----------------------|
| ・ (一社) 日本電設工業協会            | ・ (一社) 日本橋梁建設協会          | ・ (一社) 日本造園建設業協会      |
| ・ (一社) 日本造園組合連合会           | ・ (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会 |                       |
| ・ (一社) 全国防水工事業協会           | ・ (一社) 日本トンネル専門工事業協会     | ・ (一社) 日本塗装工業会        |
| ・ (一社) 日本左官業組合連合会          | ・ (一社) 日本機械土工協会          | ・ (一社) 日本海上起重技術協会     |
| ・ (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会 |                          | ・ (公社) 全国鉄筋工事業協会      |
| ・ 全国圧接業協同組合連合会             | ・ (一社) 日本型枠工事業協会         | ・ (一社) 日本空調衛生工事業協会    |
| ・ (一社) 日本配管工事業団体連合会        | ・ 全国管工事業協同組合連合会          | ・ (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 |
| ・ (一社) 日本鳶工業連合会            | ・ ダイヤモンド工事業協同組合          | ・ (一社) 全国建設室内工事業協会    |
| ・ 日本建設インテリア事業協同組合連合会       | ・ 日本室内装飾事業協同組合連合会        | ・ (一社) 日本サッシ協会        |
| ・ (一社) カーテンウォール・防火開口部協会    |                          | ・ (公社) 日本エクステリア建設業協会  |
| ・ (一社) 日本建築板金協会            | ・ 日本外壁仕上業協同組合連合会         | ・ (一社) 全国ダクト工業団体連合会   |
| ・ (一社) 日本保温保冷工業協会          | ・ (一社) 日本グラウト協会          | ・ (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会  |
| ・ (一社) 日本運動施設建設業協会         | ・ 全国基礎工業協同組合連合会          | ・ (一社) 日本基礎建設協会       |
| ・ (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会        | ・ (一社) 全国道路標識・標示業協会      | ・ (一社) 消防施設工事協会       |
| ・ (一社) JBN・全国工務店協会         | ・ 全国建設労働組合総連合            | ・ (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会 |
| ・ (一社) 全国中小建築工事業団体連合会      | ・ (一社) 日本ツーバイフォー建築協会     | ・ (一社) 日本木造住宅産業協会     |
| ・ (一社) 日本ログハウス協会           | ・ (一社) プレハブ建築協会          | ・ 全国板硝子工事協同組合連合会      |
| ・ 全国板硝子商工協同組合連合会           | ・ (一社) ALC協会             | ・ (一社) 建設産業専門団体連合会    |

## ●能力評価申請件数の実績（レベル判定システム申請等）

（令和2年7月末現在）

令和2年	レベル4	レベル3	レベル2	合計	(件数)
4月	226	1,024	1,424	2,674	
5月	40	227	329	596	
6月	15	97	128	240	
7月	177	97	42	316	
合計	453	1,442	1,921	3,826	

### 【能力評価申請件数が多い職種(上位5職種)】

- |           |     |      |
|-----------|-----|------|
| ① 鉄筋技能者   | 916 | (件数) |
| ② 機械土工技能者 | 871 |      |
| ③ 内装仕上技能者 | 585 |      |
| ④ とび技能者   | 442 |      |
| ⑤ 型枠技能者   | 287 |      |

※ 保有資格や就業日数等の基準を満たさなかったためにレベル判定できなかった者は、件数に含めていない。

※ レベル4は、登録基幹技能者が建設キャリアアップシステムに登録したことにより特例的にゴールドカードを交付された者は含めていない。

※ レベル判定された技能者に対しては、（一財）建設業振興基金よりレベルに応じた色の建設キャリアアップカードが送付されることとなる。

- 令和元年度中に、職種別の建設技能者の能力評価基準（35職種）を整備
- 能力評価基準に基づく技能者の能力レベルと建設業界による処遇目標が結びつき、これが適正に請負代金に反映され、この結果、技能者の賃金上昇につながるような好循環を生み出すべく、国と建設業界が一体となって取組を推進。

## 建設キャリアアップシステムに技能者の能力と経験を蓄積

### <現場での能力・経験の蓄積>



- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	昭和 30年 07月 28日
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田
所属	建設 太郎
登録資格	2018.08.20
有効期限	2028.08.20
登録職種	コア業務作業
登録年月	2025.11.09
登録職種	登録全職種
登録	協会団体
登録	登録済
登録	厚生年金



令和元年度中に能力評価基準（35職種）を整備し、技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

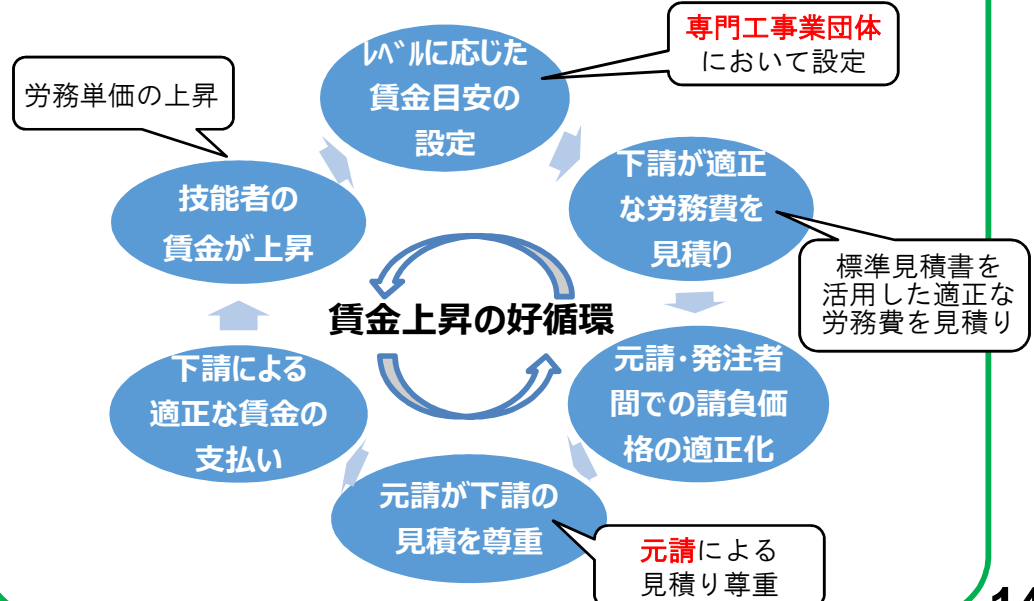
レベルに応じてカードを色分け



## 今後の取組

- 専門工事業団体等は、職種に応じ、職長（レベル4・3）、若年技能者（レベル2）の賃金目安をそれぞれ設定
- 下請が技能者に対し、賃金目安に応じた適正な賃金が支払えるよう、標準見積書において、職長手当等マネジメントフィーを含め、適正な労務費を計上することができるよう措置
- 元請においても、下請の適正な見積りの尊重を促進・徹底

元請と下請が連携し、技能者のレベルに応じた処遇実現に向けた環境整備



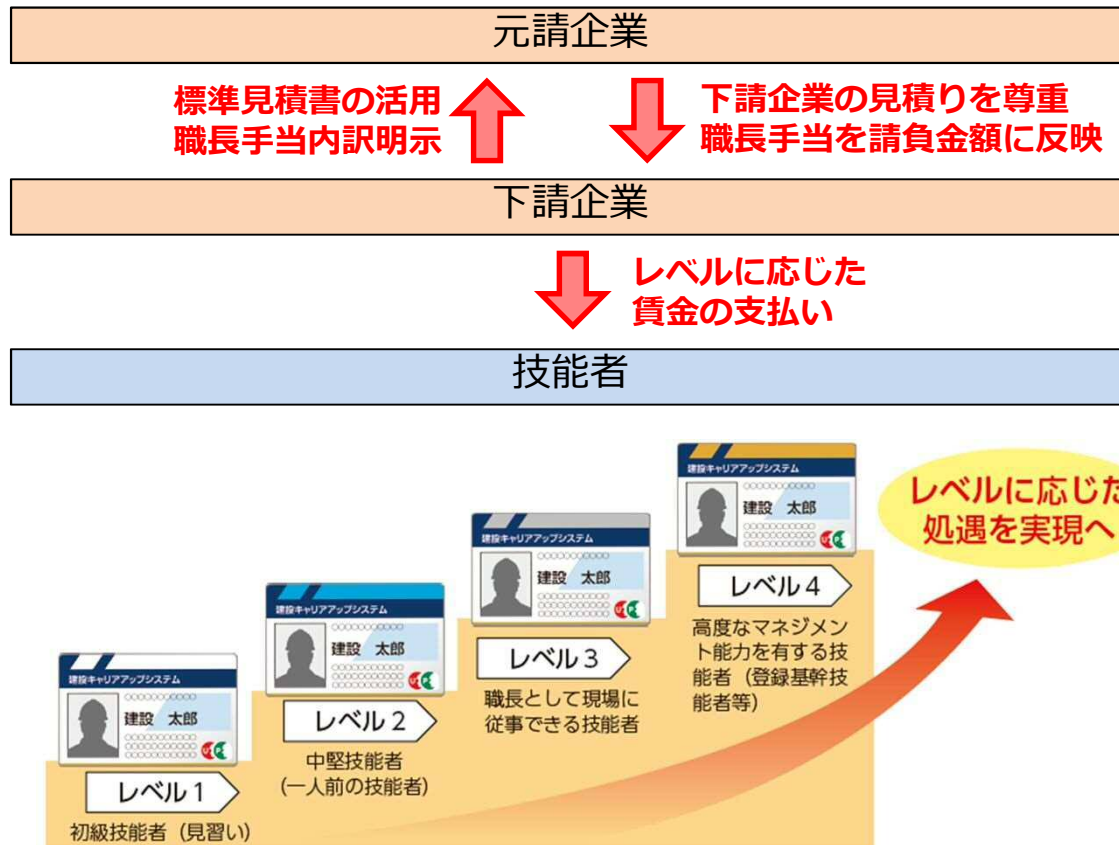
# 各職種における賃金目安(年収)の設定状況について

呼称	団体	賃金目安(年収)の設定額			
		レベル4	レベル3	レベル2	設定額の考え方
型枠技能者	(一社) 日本型枠工事業協会	820~620万円	640~590万円	550万円	団体で実施した「型枠大工雇用実態調査」を基準に設定
機械土工技能者	(一社) 日本機械土工協会	700万円	600万円	400万円	厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」を基準に設定 ※調整中のものであり、理事会等の機関決定を経たものではありません
内装仕上技能者	(一社) 全国建設室内工事業協会	840万円	700万円	560万円	日当25,000円を目標とした上で設定
建築大工技能者	(一社) J B N・全国工務店協会	750~700万円	650~600万円	350~300万円	建築大工業界で検討してきた職業能力基準の賃金指標と、全産業平均の年収額より設定  国の各種基幹統計及び全建総連「賃金実態調査」と乖離がないことを確認  ※調整中のものであり、理事会等の機関決定を経たものではありません。
	全国建設労働組合総連合				
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会				
	(一社) 全国中小建築工事業団体連合会				
	(一社) 日本ログハウス協会				
トンネル技能者	(一社) 日本トンネル専門工事業協会	1200万円	1100~850万円	750~500万円	国土交通省の「設計労務単価」を基準に設定
圧接技能者	全国圧接業協同組合連合会	840万円	720万円	480万円	全国5地区(北海道・関東・中日本・関西・西日本)の組合で実施したアンケート調査の結果を基準に設定
基礎ぐい工事技能者	(一社) 全国基礎工事業団体連合会	723~620万円	673~576万円	462~344万円	団体で実施した「組合員実態調査」を基準に設定

※一職種につき複数団体により構成されている場合においては、表中に掲載された団体間のみで合意がとれたものであり、今後調整が行われる予定

- 各職種におけるレベル別賃金目安の設定・公表と並行して、下請企業は**賃金目安に応じた賃金を支払うための原資を見積価格に適正に反映**し、元請企業は**下請企業の見積りを尊重**できる環境を整備することが重要
- 特に、自社雇用するレベル3・4の職長クラスのマネジメント能力(現場の管理・後進指導等に関する能力)を、元請・下請間の**見積書にマネジメントフィーとして適切に計上し、請負金額に反映**させることが重要
- そのため、**マネジメントフィーを見積書において職長手当として別枠計上**することに業界全体で取り組み、当該費用を適正に請負価格に含めるため、**各団体において作成している標準見積書の改訂及び一部ゼネコンにおいて支給している職長手当のあり方**について検討着手

(見積書の活用イメージ)



(標準見積書の改訂イメージ)

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿 住所 ××  
○○株式会社

見積金額  (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
○○工事	材料費			A
	労務費			B
	経費 (法定福利費、職長手当を除く)			C
	小計			D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
雇用保険料	B	p	E=...B×p	
健康保険料	B	q	F=...B×q	
介護保険料	B	r	G=...B×r	
厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	s	H=...B×s	
合計	B	t	I=...B×t	I
マネジメントフィー等				
	対象金額	料率	金額	
	B	u	J=...B×u	J
小計				K=D+I+J
消費税等				L=K×10%
合計				M=K+L

# CCUS能力評価と連動した専門企業の 施工能力見える化

- 専門工事企業の施工能力等の見える化（見える化）は、人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が熟成されるための仕組みを構築するために行う。
- 評価においては、建設キャリアアップシステム（CCUS）、技能者の能力評価のレベル判定システム等と連携して行う。
- R2年度秋ごろから先行団体における評価基準作りをすすめ、R3年度4月より見える化評価制度の運用を開始予定

専門工事業団体等

国土交通省



○見える化（企業評価）は技能者の能力評価の実施機関が実施

- 評価機関の認定
- 見える化の評価結果を国交省HPで公表

評価基準の策定

- 専門工事業団体等は評価基準を策定。
- 評価の対象は、CCUSの事業者登録を行った専門工事企業等。

【一覧表】

認定年度	都道府県	業種	企業名	施工能力	問い合わせ先	HPアドレス
20●●年度	北海道	鉄筋工事業	○○○(株)	☆☆☆☆	×-××-××	.....
			●●●(株)	☆☆☆☆	×-××-××	.....
			■■■(株)	☆☆☆	×-××-××	.....

CCUS

技能者情報

- 経験
- 知識・技能
- マネジメント能力

事業者情報

- 建設業許可情報
- 財務状況
- 取引先
- 社会保険加入状況

CCUSと連携した、見える化システムを構築・活用

項目	共通評価内容	選択評価内容
基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可の有無</li> <li>建設業の許可年数</li> <li>財務状況等</li> <li>社員数</li> <li>団体加入</li> </ul>	<p>業種ごとに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の保有状況</li> <li>登録基幹技能者の有無</li> <li>2次下請企業を含めた動員力</li> <li>表彰実績の有無</li> </ul>
施工能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設技能者の人数（キャリアアップカードの保有者数、レベル等）</li> <li>施工実績</li> </ul>	等
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分歴</li> <li>コンプライアンスの取組</li> <li>社保加入状況</li> </ul>	

公表 ☆～☆☆☆☆により評価

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
基礎情報	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○○指標
施工能力	社員数	○○名（直用）
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 ○○名
コンプライアンス	施工実績	キャリアアップカードのレベル4-○名 レベル3-○名 レベル2-○名 レベル1-○名 動員力 ○○名
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入